第9回議会改革検討委員会要録

日 時 2月14日(金)午後1時~2時5分

場 所 議会委員会室

出 席 堀内、服部、辻、長岡、康村、東、芳倉

富木

欠 席 吉川

資料 上牧町議会基本条例の実施状況検証結果(総括表)

審議結果

- 1. 上牧町議会基本条例の実施状況の検証について
- ・資料として、議会基本条例の実施状況検証結果を配布した。この資料は、各委員が検証シートにマーキングしたものを6名から提出を受け、これ集計しまとめた。右端の欄に(多数)とあるのは、各委員の意見が最も多かったマーク(○△×)を表す。マークが2つまたは3つあるのは同数の意味である。課題欄(コメント)記入のシートもあるが、委員会として議論しまとめる場合の参考としたい。
- ・検証作業の進め方としては、1つは条例の順番に従った行う方法、もう1つは意見がまとまったものから順番にやる方法が考えられるがどうか。協議の結果、条例の順番に検証することとする。

(議会の活動原則)

- ・第3条第1項第1号「開かれた議会運営」(義務規定)、○と△の同数となった。概ね「開かれた議会運営を心がけて取り組まれている」として、その姿勢は感じられるが、△にあるようにその成果についてはどちらとも言えない。引き続き取り組みが必要である。
- ・同じく第2号「町民意見の町政への反映」、全員が△である。扉は開かれているが、 実際の運用実績がない。今後、町民の意見を述べる機会を設け、町政へ反映させて行 く取り組みが必要である。
- ・同じく第 3 号「分かりやすい言葉による説明」、多数意見としては△である。第 1 号と同様に取り組んで行こうという気持ちは議会として共有できているが、町民がどのように受け取っていのか把握出来ていない。自己評価としてはまだ足らない部分のあるのではないか。
- ・同じく第4号「申し合わせ事項の不断の見直し」(義務規定)、これも多数意見としては△である。色々な状況に応じて始まりつつある段階であり、まだこれからである。
- ・同じく第5号「会議資料の提供」、意見が分かれたが○である。会議資料の提供については、常任委員会、予算・決算特別委員会で、条例制定前から実施している。ただ利用状況は当初10部から5部に減らしたが、それでも余る状況にあり、運用しながら広報にも取り組むことが求められている。

(議員の活動原則)

・第4条第1項第1号「議員相互の自由な討議の推進」(義務規定)、意見が3つに分かれたが、○が微妙な多数となった。

- ・条文が抽象的であり、捉え方によって違いが出たのではないか。議会として物事を 決めるにあたって、十分な議論がなされているかは疑問に感じる。もう少し時間をか け議員相互の信頼関係にたって、議論するのが望ましい。
- ・全議員が1つの話題に絞って議論することが未だ出来ていないように思う。個々に は議論はしているが、十分とは言えない。
- ・この点に関し厳しい見方をしている。1 つは委員会運営の中での賛成・反対討論のあり方、住民の目からはまだまだ形式的なものに止まっていると受け止められているのではないか。意見書が提出された場合、議員の考え方の違いや所属政党によって見解の隔たりがあり、時として感情がこもりすぎた主張が出て来る場面がある。議会の場であり、冷静に相手の話も聞き、自らの主張も行うことが望まれる。
- ・同じく第2号「町民の選良にふさわしい活動」(義務規定)、これも聞き方が難しく何をもってふさわしい活動かということであり、意見がわかれ結果的には△になった。
- ・この件だけでなく全体としてよく読んだものの、判断が難しかった。どの程度出来たら△なのか、○は全て出来て○なのか、その判断に悩んだ。今後具体的な目安があれば判断しやすい。
- ・もっともな意見である。委員会として検証シートを整理しながら感じたことは、一番シンプルな形でしかも指摘の何をもって評価するのか、具体的な物差しが手探り状態でありまだ途上である。また条例であることから、当たり前の話、例えば選良にふさわしい活動などは議論以前のことではないか…。議会報告会は既に2度実施し、評価は簡単である。このように色んな要素とレベルがあり、今後検証作業を積み上げしながら作り上げ、判断基準も共有されて行くことになるのではないか。
- ・今は個人の主観でやっているが、無記名となっているのは何故か。
- ・無記名で集計したのは、この委員会は物事を決める場ではなく、資料を参考にしな がら自由に議論することが狙いである。議案に対する投票行動となれば、議員は責任 をもって意思表示しなければならないので、当然に記名式となる。
- ・同じく第3号「町民全体の福祉向上の活動」(義務規定)、意見が分かれたが△が多数となった。議員としてこうあるべきだとの気持ちで活動するが、まだまだ足らない部分があるということか。

(町民参加及び町民との連携)

- ・第5条第1項「説明責任を果たす」(義務規定)、意見が分かれ○と△が同数となった。評価基準がまだまだ明確な基準が定まっていないこともあり、○の場合は一定の成果があると判断し、△の場合はまだ努力が必要だと考えているというところか。
- ・同じく第2項「全ての会議を原則公開とする」(義務規定)、条例制定以前から実施 しており、全員が○であった。課題があればコメントのなかで述べる。
- ・同じく第3項「町民意見の討議への反映」、意見が分かれたが、△が多数となった。 議会として取り組みは十分でない。
- ・同じく第4項「町民提出者の意見を聞く機会」、意見が分かれたが×が多数となった。 事例としては、取り調べの可視化を求める意見書に関し事例があるだけで、×が多数 となった。
- ・同じく第5項「町民との意見交換の多様な場」、意見が三つに分かれたが△が多数と

なった。議会報告会を除いて、まだ実施されていないことでこの結果になった。

- ・視察(1月29日)に来訪した智頭町議会の例にあるように、議会が出向いて各種団体との意見交換をやるような取り組みがまだ出来ていない。
- ・議会報告会は限られた参加者との意見交換の場であり、広く住民の意見を聞く機会としては不十分である。今後、例えばPTAとの懇談会を実施するとか、商工業者との意見交換、防犯であれば一緒に懇談会を開く等々が考えられ、もっと幅広く議会が中心となってゆくことが理想であろうと考える。まちづくり基本条例の中でも議会の役割として盛り込まれている。
- ・以前に視察を行った伊賀市議会や平群町議会においても、各種団体やグループとの 懇談は、議会報告会と併行して実施されている。これらも参考にしながら、今後の大 事なテーマである。

(議会報告会)

- ・第6条第1項「原則として毎年1回以上行う」(義務規定)、全員が○である。条例制定前から既に2回実施しており、疑問の余地はない。
- ・同条第2項「議会報告会に関する別の定め」(義務規定)、意見が分かれたが○が多数となった。議長を責任者として、議会運営委員会が中心になって実施することが既に定められている。課題としては、1回目より、2回目の参加者が少なかったことが挙げられる。

(議員と町長等執行機関の関係)

- ・第7条第1項第1号「質疑応答は一問一答で行う」(義務規定)、基本条例が制定される遙か以前から実施されており、○が多数意見となった。
- ・同じく第2号「議員の質疑に対する反問権」(義務規定)、難しいテーマであり、意見が三つに分かれたが×が多数となった。
- ・条例が施行されてから、この反問権は実施されていない。今後使われて行くことで、 議論が深まって行くのではないか。
- ・今まで使われていない。○と△の意見はどうか。
- ・反問権そのものがどこまで共有出来ているのか疑問であり、評価としてはかなり難しい。
- 運用実績がないので×である。
- ・反問権はあった方がよいとの意味で○である。
- ・議会審議の中では一度も行使されていないが、土地開発公社処理に関する説明について「議会で十分審議され、それに沿った形で執行機関としては事業や手続きを進めているにも関わらず…」といった抗議めいた文書が町長から議長宛に提出された。考え方によっては、反問権に近い行使の仕方であった。今後十分な議論が必要である。
- ・財政問題特別委員会でも。理事者から既に答弁しているとの反問権に近いやりとりがあった。
- ・反問権に関しては色んな論点があり、議員の発言権は原則として最大限に保障されなければならない。しかし議会審議の経過等を含めて、両者のバランスをうまくかみ合わせて行くのか、今後の運用を重ねて行かないと円滑には行かない。
- ・智頭町議会の場合は、理事者がこれから反問権を行使することを宣言して行ってい

るとのことであったが、これも参考になるのではないか。

- ・同じく第3号「町長等に対する文書の質問」(義務規定)、意見が分かれ△が多数となった。これにあたる実例が1つ出て来ている。正式な場での発言ではないが、議員側として町の答弁書には不満があるという。この制度は、国会議員の質問主意書に準じたものであり、地方議員として一般質問と同様に使い方によっては重要なものである。△となったのは、今後もっと活用すべきとの意味が込められているのではないか。
- ・同じく第4号「議員の口頭要請の文書化」(義務規定)、意見が三つにわかれたが× が多数となった。この趣旨は、執行機関が制度化することを議会が求める内容となっ ているが、口利き働きかけと住民要望伝達の線引きが大変難しいとのことで、全く手 が付けられていない状況である。

(議会審議における論点情報の形成) いずれも (義務規定)

- ・第8条第1項については、第1号から第7号まで共通するので一括協議とする。いずれも意見が分かれたが、多数意見は△となった。
- ・いずれも×としたが、多少行き過ぎかも知れない。予算・決算等の審議において全く行われていないわけではないが、われわれが考えている政策の背景がもっと詳しく説明すべきである。議会に説明できずに、住民にどのように説明できるのか。総合計画にしても、あるようで実体は無いに等しい。
- ・一部実施していることもあるが、まだまだ不十分だと判断し△とした。
- ・この条項は、議会基本条例の一番大事な部分である。どこまでやれば達成出来たという問題でもない。議会がある以上、絶えずこの7項目からチェックをかけて行くことが求められている。今日午前中の全員協議会においても、理事者として積極的に説明して行こうと姿勢がまだまだ足らない。議会から求められるまでもなく、この第8条第1項を念頭に資料を作って頂きたい。議会としても資料が足らないと言うだけではダメであり、議会からも積極的に求めて行くことによって、議論がさらに深まって行くのではないか。
- ・同じく第2項「政策評価に資する審議」、政策評価としての審議は、決算審査でごくまれに行われている程度であり、△が多数となった。まちづくり基本条例では、この政策評価が強調された。議会としても項目としては入っているが、今後の課題である。

(予算及び決算における政策説明)

・第9条第1項「分かりやすい政策説明」(義務規定)、意見が分かれたが△がたすうとなった。その前提となる理事者からの提出資料がまだ不十分である。議会としても政策説明のための資料を提案もし、協働作業で作り上げて行くことが望まれる。

(議会の合意形成)

- ・第10条第1項「議員相互の自由討議」(義務規定)、第4条(議員の活動原則)に もよく似通った条項があったが、ここでは○△×が同数となった。
- ・委員会審議において発言する委員が限られ、意見を述べる委員が少ないので×とした。
- ・同じく第2項「議員相互の合意形成」(義務規定)、三つの意見があったが、△が多数となった。このところ歴代議長の方針もあって、全員協議会がかなり開催されるようになり、色んなテーマについて議論され、議会としての方向付けがなされるように

なった。ただ議会全体として見ると、全議員が参加して討議を行い、議会としての合 意形成が行われているかは課題が残るのではないか。

2. その他

(タブレット端末の導入とパソコンの持ち込みについて)

- ・12 月の全員協議会で、「タブレット端末の導入とパソコンの持ち込みを可能とする」 ことを議会として決定した。これを受け前回の本委員会において、パソコンの持ち込 みに関して会議規則の変更を急ぐように提案があった。議長と事務局で検討すること になっていたが、その経過について報告を求める。
- ・タブレット端末の導入とパソコンの持ち込みについては、一体的に進めることが望ましいと考えている。導入にあたって事務局と総務課を煩わせているが、予算措置は3月議会で行われる。その後4月から契約と事務手続きを確かに進め、併行して会議規則の見直しも行い、6月議会で規則の見直しと研修を経たうえで導入するのが望ましい。6月議会からの導入には日程的に少し厳しい状況であり、6月以降、早ければ9月議会からの実施となる見込みである。
- ・決めて置くだけは急ぎ、(導入は)それ程急ぐ必要はなかったのではないか。
- ・パソコン (インターネット活用含む) は有用であり、6 月議会からでも持ち込めるように出来ないのか。
- ・タブレット端末の導入を議会として採用することを決定し、予算措置も講じられている。マイパソコンの持ち込みは、この補助手段としての位置づけもある。マイパソコンやタブレット端末を使わない議員も一部にある。この状況の中で会議規則も併せて整えなければならない。タブレット端末の準備が出来次第、マイパソコンの持ち込みも同時に運用開始するのが望ましい。議長から説明があったように、一体として進めて行く。それも出来るだけ早く進めて行くことでどうか。
- ・パソコンの持ち込みは大変便利であり、会議規則の改正だけで行けないのか。
- ・タブレット端末の持ち込みには、飯能市議会の事例にもある通り、会議規則だけでなく運用するための要綱等をきっちりと定めることが不可欠であり、一体で進める必要がある。
- ・決して1年先のことではなく、足並みを揃えたとしても9月議会には使えるのではないか。
- ・パソコンの持ち込きはAさんが使えるからという話ではなく、議会全体としてこれらの道具も活用しながらレベルを上げて行こうよというのが趣旨である。タブレット端末の研修も全議員で受けて頂き、いま希望していれない議員もいずれ使うようになるのが望ましい。議会全体として使って行こうとする流れであり、柔軟に取り組んではどうか。時期については、タブレット端末の導入時期に併行して、マイパソコンの持ち込みを開始することでどうか。(全委員異議無く、委員会とて確認)
- ・タブレット端末の導入については、議会として規則等を作らなければならない。カメラ等も装備されており、好き放題の扱いでは収拾が付かない。
- ・会議規則については、通信器機の持ち込み禁止や図書の閲覧制限があり、見直しが必要である。それだけでは不十分であり、どのように使って行くのか、また禁止事項も含め、要綱等の整備が不可欠である。タブレット端末は貸与であり、通信費の一部

負担のことも条例を整備しなければならない。

(議員報酬の見直し)

- 特別職報酬を戻すことになっているが、議員報酬の扱いはいまどうなっているのか。 引き上げを検討すべきではないのか。
- ・現行の議員報酬は、条例による特例で削減されており、報酬を戻すことについては、 特別職等報酬審議会への付議は必要としない。議会基本条例で町民意見を聞くことに なっており、今後本委員会としてもこれまでの経過を整理しながら、どう扱うのか検 討して行ってはどうか。

次回開催日程は、3月24日(月)午前10時~

以上